

御嵩町議会町民フリースピーチ要綱

実施回数

1年に1回

実施場所

議場（御嵩町役場2階）

発言参加者

御嵩町に在住、在勤または在学する方

発言内容

御嵩町政に関すること（国、県、他市町村等御嵩町政に関係のないことは発言できません。）

発言時間

1人5分以内

発言者数

5名（抽選により決定。ただし、発言内容により許可できない場合があります。）

発言への対応

議員が発言内容を確認することがあります。

その他

「みたけ議会のたより」に発言内容、写真等を掲載します。

YouTube 御嵩町議会公式チャンネルにて動画配信をします。※許可をいただいた場合のみ

報道機関に対して、発言の撮影を許可する場合があります。

フリースピーチに対して議員の助言等を求める方は、申し込み時にお問い合わせください。

申し込みいただく際の注意事項

○申し込み方法・期間

- 町広報及びホームページで募集を開始した日から定められた日（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午後5時まで（必着）に町民フリースピーチ（5分間発言）申込書を議会事務局に持参、メール、ファックス、郵送のいずれかの方法で提出してください。また、申込フォームからの応募も可能です。
- 発言者となった場合は、フリースピーチの5日前までに読み原稿を議会事務局に提出してください。

○発言項目・内容

- 応募は1人1件、1つの発言項目に限ります。複数の応募は無効となります。
- 応募後の発言項目、発言内容の変更はできません。
- 記入の不備により応募が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

○発言者の決定

- 申し込みいただいた発言項目、発言内容により、発言していただくかどうかを決めさせていただきます。
- 応募者多数の場合は、抽選のうえ5名までとさせていただきます。

○その他

- 発言に際し、パソコンなど機器の使用はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 発言に関する資料の配布を希望する場合は、申込時に1部提出してください。後日、発言の可否と併せて、資料の配布についての可否を連絡させていただきます。
- 応募の際にいただいた個人情報は、実施についての連絡等に使用させていただきます。それ以外の用途で個人情報を利用することはありません。
- 報道機関に対して、あらかじめ発言項目などの情報提供をする場合及び、当日の発言の撮影を許可する場合がありますので、ご了承のうえ、応募してください。
- 発言の当日、議員、発言者、傍聴者等に対して、発言者の氏名及び発言項目を記載した資料を配布いたしますので、ご了承ください。
- 発言内容、写真等を「みたけ議会のたより」に掲載させていただきます。
- YouTube 御嵩町議会公式チャンネルにて、動画配信をさせていただきます。
- 手話通訳など配慮の必要がある場合は、申込書提出時に申し出てください。

- 傍聴は議会傍聴規則に準じますので、傍聴される場合は当日に手続きが必要となります。また、傍聴は先着順となりますので、あらかじめご了承ください。
- 議員にとって議場は特別な場所です。注意事項をご確認のうえ、議場に敬意をもって発言に臨んでいただきますようお願いいたします。

発言いただく際の注意事項

申し込みいただいた発言項目、発言内容により、発言していただくかどうか決定します。発言項目の変更はできません。

発言者は次に掲げる行動をとってはなりません。

- (1) 個人のプライバシーに関することや中傷的な発言
- (2) 大声で叫んだり、脅迫的、又は罵倒するような発言
- (3) 会議の秩序ある運営を乱すようなその他の言動
- (4) 決められた発言時間の超過
- (5) 読み原稿から著しく逸脱する発言

発言者が上記に掲げる行動をしたときは、議長がその行動を制止し、又は退場させる場合があります。なお、退場させられた発言者は、その後、次の町議会議員選挙による議員の改選まで町民フリースピーチ制度に申し込みすることができません。

議場に入る際の注意事項

次のいずれかに該当する方は、議場に入ることができません。

- (1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者。
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

議場の中では、議長より発言を許可された場合を除き、静粛を旨とし、次の事項を遵守してください。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること
- (9) 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

その他、議長及び係員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合、退場させる場合があります。